

大阪狭山市罹災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）によって生じた被害の状況について法第90条の2第1項に基づき罹災証明書及び第3条に規定する被災届出証明書（以下「罹災証明書等」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家 現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物であつて、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の規定により被災者生活再建支援金の支給及び災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定により応急修理の対象となる住宅をいう。
- (2) 人的被害 災害により死者、行方不明者、重傷者及び軽傷者となった者の状況をいう。

(罹災証明書等の種類)

第3条 罹災証明書等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 罹災証明書 法第90条の2第1項に基づく住家の被害の程度を証明する書面
- (2) 被災届出証明書 災害により人的被害並びに不動産及び動産に被害が生じた場合に、その被害の届出があつた事実を証明する書類

(罹災証明書等の申請)

第4条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、災害発生の日から起算して1月以内に罹災証明書・被災届出証明書交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りではない。

2 被災届出証明書の交付を受けようとする者は、災害発生の日から起算して6月以内に罹災証明書・被災届出証明書交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、当該期間を超える場合であつて、申請書類により災害の事実を確認することができる認めるときは、この限りではない。

(調査の実施)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容に基づき、必要な調査を遅滞なく実施するものとする。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りではない。

(罹災証明書等の交付)

第6条 市長は、前条の規定による調査の結果、法第90条の2第1項の規定により被害の程度を判定したときは、罹災証明書等の交付を受けようとする者に対し、同項の規定により罹災証明書(様式第2号)を交付するものとする。

2 市長は、前条の規定による調査の結果、申請の内容に不備がないと認められる場合は、被災届出証明書(様式第3号)を交付するものとする。

(罹災証明書の補正の請求)

第7条 罹災証明書の交付を受けた者は、罹災証明書で証明された被害の程度について相当の理由をもって罹災証明書の内容の補正を市長に求めることができる。

2 前項の規定による補正の求めをしようとする者(以下「請求者」という。)は、罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に罹災証明結果補正請求書(様式第4号)に当該補正を求める罹災証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(再調査の実施)

第8条 市長は、前条第1項の規定による補正の求めがあった場合において、その内容を精査し、再調査が必要と認めるときは、再調査を実施するものとする。

(補正結果の交付等)

第9条 市長は、前条の規定による再調査の結果、罹災証明書の内容を修正する必要があると認めるときは当該請求者に対し、内容を補正した罹災証明書を交付するものとする。

2 市長は、第7条第1項の規定による補正の求めの内容を精査した結果、罹災証明書の内容を修正する必要があると認められないときは、当該請求者に対し、文書等により結果を通知し、当該罹災証明書を返還するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、罹災証明書等の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。